

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

平成23年11月11日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護申請却下決定に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、審査請求人に対し、平成23年9月14日に決定した生活保護申請却下決定処分を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

（以下「処分庁」という。）は、生活保護法（以下「法」という。）第28条第4項に基づき、平成23年9月14日付で審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人は、これを不服として、平成23年11月11日付で沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分の内容は、生活保護申請却下決定通知書によると、「保護受給中に一括受給した年金について、遊興費に消費し、資産活用の要件を著しく欠いていること。また、月額9万円の年金収入は、最低生活費の約9割で急迫状態にあるとは認められない。」としている。

これに対して、請求人は「生活保護を開始してほしい」等と主張している。



本件審査請求は、処分庁が決定した本件処分に納得がいかず、処分の取消を
求めるものと解する。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

本事案の事実関係は、関係資料等によれば、以下のとおりと認められる。

- (1) 平成23年8月16日
請求人は生活保護を申請する。
- (2) 同年9月14日
処分庁は本件処分を決定する。
- (3) 同年11月11日
当庁は請求人より審査請求書を受理。当庁から処分庁へ弁明書の提出を求
める。
- (4) 同年12月5日
処分庁からの弁明書を当庁で受理。弁明書の副本を請求人へ送付し反論書
の提出を求めるが、提出はなかった。

2 判断

(1) 法令等

ア 法第2条では、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、
この法律による保護（以下「保護」という。）を無差別平等に受けること
ができる。」と、無差別平等について定めている。

イ 法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る
資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活
用することを要件として行われる。」と、保護の補足性について定めてい
る。

ウ 法第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定
した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たす
ことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、第2

項では「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならぬ。」と、基準及び程度原則について定めている。

エ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知）第11-1-(2)では、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」と保護申請時における助言指導について定めている。

(2) 本件処分について

法第2条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」とし、保護を受けるに当たっては、保護を要する状態に至った原因の如何はいつさい問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態のみ着目して保護を行うこととし、社会的身分等により優先的・差別的に取扱われることがないことを規定しているが、いかなる者であっても、保護を受けるためには、法第4条に定める補足性の要件、すなわち資産、収入、稼働能力その他あらゆるものを活用するという要件を満たすことが必要であり、申請者が保護の要件を満たしていない場合に保護の申請を却下することは、無差別平等の原則と矛盾するものではない。

処分庁は本件処分の理由として、一括受給した年金の返還義務に応じず遊興費等に充て短期間で保護の再申請をしているが、これは資産活用の要件を著しく欠くこと、また月額およそ9万円の年金収入は最低生活費の約9割であり急迫状態ではないこととしている。

一括受給した年金を遊興費等に充てることは、最低限度の生活の維持のために活用しているとは認められないが、保護を受けるに当たっては、保護を要する状態に至った原因の如何はいつさい問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態のみ着目することは前述のとおりであり、仮に最低生活費の約9割ではあっても、請求人の年金収入では最低生活費を満たしておらず、本件処分の理由のみであれば、保護は開始することが適当であ

る。

なお、請求人は一括受給した年金について、仏像や女神像で約100万円、宝石、時計、絵画で約110万円、その他処分可能な資産を所有していることが関係資料から認められた。請求人の年金収入に加え、これらの資産を処分することで最低生活費を上回る生活を営むことは可能と考えられ、要否判定を行うにあたってはこれらの資産を含めて適切に行われるべきである。

以上のように、処分庁が行った本件処分には理由の内容が十分でなく、その点に瑕疵が認められる。

3 結論

以上のおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のおり裁決する。

平成24年1月4日

沖縄県知事
仲井眞 弘多

